(五)　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき者が一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(六)　農林水産大臣は、(五)の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第七百八十九号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定に基づき、補完伐倒駆除を命ずるので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成二十七年四月三日　　農林水産大臣　林　芳正

一　区域及び期間

(一)　区域

秋田県（能代市並びに山本郡三種町及び八峰町に限る。）内にある松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究指導課、秋田県庁、能代市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二)　期間

平成二十七年四月二十三日から平成二十八年三月二十五日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

松くい虫が付着しているおそれがある樹木（枯死しているものに限る。以下同じ。）の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤の散布又は当該樹木の伐倒及び薬剤による松くん蒸をしなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の(一)に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件からみて、特別伐倒駆除等の措置のみによっては早期に、かつ、徹底的に、当該区域及びその周辺の松林において、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認められるため。

五　その他必要な事項

(一)　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二)　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、秋田県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三)　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、秋田県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四)　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき者が一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五)　農林水産大臣は、(四)の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第９８３号

名古屋市昭和区川名町３丁目13番地の１
アーバン18―105号
債務者　中前　秀光
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊田　圭祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４１号

大阪府吹田市垂水町１丁目29番１号
債務者　入江　史郎
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　充博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８３７号

大阪市北区豊崎４丁目６番20―104号
債務者　奈良谷幸成
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我部晋太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８５６号

大阪府枚方市出口４丁目22番17号
債務者　白木三奈子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　幸祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８８２号

兵庫県西宮市東町１丁目７番16号、住民票上の住所大阪市中央区内平野町２丁目４番16―404号
債務者　木村　千尋
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門林　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８号

福島県田村郡小野町大字谷津作字和久24番地
債務者　先崎　良知
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉津　健三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第７３号

滋賀県栗東市小平井１丁目14番１―301号
債務者　岩元　勝己
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７号

千葉県市川市富浜２丁目３番21号
債務者　髙津　清一
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　創史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係